

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について

（諮問第3058号）

<目 次>

1	諮問書	1
2	申請概要	2
3	審査結果	25
4	参考資料	28

別添

- 交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）
- 負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）



諮問第3058号
平成25年10月2日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 新藤 義孝



諮問書

基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会（会長 鶴浦 博夫）から、平成25年9月20日付けTCA支-129及びTCA支-130により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づく交付金の額及び交付方法並びに法第110条第2項の規定に基づく負担金の額及び徴収方法について認可申請があった。

当該申請に係る認可について、法第169条第1号の規定により諮問する。

I 申請概要

1 申請者

基礎的電気通信役務支援機関 一般社団法人電気通信事業者協会(会長 鶴浦 博夫)
(以下「支援機関」という。)

2 申請年月日

平成 25 年 9 月 20 日 (金)

3 概要

支援機関が

- (1) 電気通信事業法(以下「法」という。)第 109 条第 1 項の規定に基づき、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)に対する交付金の額及び交付方法の認可
- (2) 法第 110 条第 2 項の規定に基づき、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可を受けようとするもの。

Ⅱ ユニバーサルサービス制度の概要

1 ユニバーサルサービスとは

国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービス（法第7条、電気通信事業法施行規則第14条）

(1) 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話

加入者回線アクセス（基本料）

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線について、長期増分費用モデルで算出した回線費用と「全国平均費用+標準偏差の2倍」の差額】

※加入電話に相当する光IP電話については、補填対象額の算定の対象外

(2) 第一種公衆電話

戸外における最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置される公衆電話

【「原価－収益」の収支差額】

(3) 緊急通報（警察110番、海上保安庁118番、消防119番）

- ・ 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話から発信されるもの

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報繋ぎこみ回線に係る原価】

※加入電話に相当する光IP電話については、補填対象額の算定の対象外

- ・ 第一種公衆電話から発信されるもの

【「原価－収益」の収支差額】

2 申請に関する項目

(1) 負担金

① 負担金の額

ア 負担金に関連する費用

(i) 補填対象額

- ・ NTT東日本及びNTT西日本（以下「NTT東西」という。）の加入者回線アクセス、第一種公衆電話、緊急通報について、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第1項等で定められた方法により算定された額。

(ii) 支援業務費

- ・ 支援機関が負担金の徴収、交付金の交付等のために要する費用。

イ 番号単価

- ・ 補填対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、負担事業者の予測算定対象電気通信番号の総数で除し、端数処理（整数未満四捨五入）を行い、月当たりの額（＝合算番号単価）を算出。その上で、合算番号単価をNTT東西各々の補填対象額の割合で案分して得られた額。

ウ 負担事業者

- ・ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

エ 負担金の額

- ・ 番号単価に毎月の各負担事業者の稼働電気通信番号数を乗じて算出した額等。

② 徴収方法

- ・ 支援機関が、負担事業者から負担金を徴収する方法（負担事業者から支援機関に対する納付手段（銀行振込）、納付期限等）。

(2) 交付金

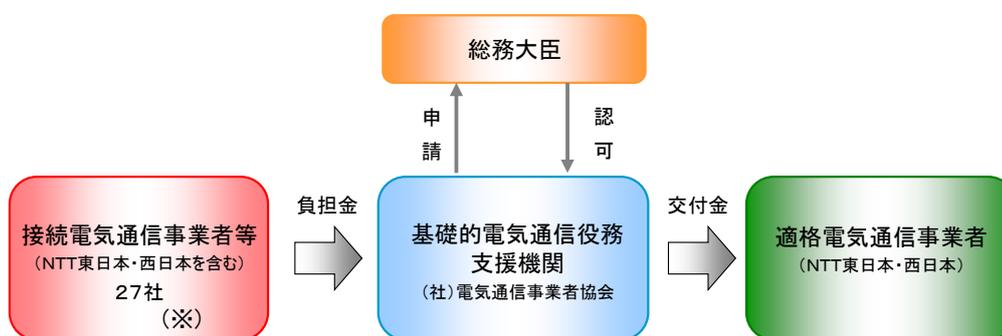
① 交付金の額

- ・ 補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除して得られた額。

② 交付方法

- ・ 支援機関が、適格電気通信事業者に交付金を交付する方法（交付手段（銀行振込）、交付期限等）。

【参考】 本制度における交付金・負担金の流れ



(※平成25年7月1日現在)

Ⅲ 負担金の額及び徴収方法

1 負担金の額

(1) 補填対象額

	NTT東日本 ※	NTT西日本	NTT東西合計
加入電話に係る加入者回線 (基本料)	2,067,192,862 円	907,793,144 円	2,974,986,006 円
加入電話に係る緊急通報	21,683,189 円	22,174,168 円	43,857,357 円
第一種公衆電話に係るもの	2,025,287,304 円	1,835,648,171 円	3,860,935,475 円
合 計	4,114,163,355 円	2,765,615,483 円	6,879,778,838 円

※ 東日本大震災による災害特別損失等のうち基礎的電気通信役務に係る費用の一部を算入した原価を用いて算定している。

このため、算定規則第3条に基づく特別の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

(2) 支援業務費

① 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費等及びユニバーサルサービス制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンター委託等に係る周知費用を合計した当年度費用額から、前年度の次期繰越収支差額を減額して算出。

② 算定結果

区 分		金 額
(7) 支援機関の 運営費用	(a) 人件費	25,562,000 円
	(b) 物件費等	9,995,000 円
	(c) 小計	35,557,000 円
(イ) 周知費用	(a) 新聞広告・パンフレット作成費等	18,215,000 円
	(b) コールセンター委託費	8,591,000 円
	(c) 小計	26,806,000 円
(ウ) 当年度費用額 (= (7) の (c) と (イ) の (c) の合計)		62,363,000 円

区 分	金 額
-----	-----

(a) 当年度費用額	62,363,000 円
(b) 前年度の次期繰越収支差額	8,282,541 円
(c) 支援業務費 [= (a) - (b)]	54,080,459 円

(3) 番号単価

$$\begin{aligned}
 & \text{(NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額)} \\
 & \quad + \text{支援業務費} - \text{予測前年度過不足額)} \\
 \text{①合算番号単価} &= \frac{\text{平成 26 年の予測算定対象電気通信番号の総数}}{\text{}} \\
 &= \frac{(6,879,778,838 \text{ 円} + 54,080,459 \text{ 円} - 150,002,803 \text{ 円})}{2,676,039,909 \text{ 番号}} \\
 &= 2.535035622\cdots \text{ 円} \\
 &\Rightarrow \mathbf{3 \text{ 円}} \text{ (整数未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{②NTT東日本} & \\
 \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補填対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額}} \\
 &= 3 \text{ 円} \times \frac{4,114,163,355 \text{ 円}}{6,879,778,838 \text{ 円}} \\
 &= 1.794024249\cdots \text{ 円} \\
 &\Rightarrow \mathbf{1.79402425 \text{ 円}} \text{ (小数点以下 8 位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{③NTT西日本} & \\
 \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補填対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額}} \\
 &= 3 \text{ 円} \times \frac{2,765,615,483 \text{ 円}}{6,879,778,838 \text{ 円}} \\
 &= 1.205975751\cdots \text{ 円} \\
 &\Rightarrow \mathbf{1.20597575 \text{ 円}} \text{ (小数点以下 8 位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

※ 上記番号単価は、平成 26 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成 26 年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(4) 負担事業者

前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

事業者名 (27 社、五十音順)			
1	アイテック阪急阪神 (株)	15	(株) ケイ・オプティコム
2	イー・アクセス (株)	16	ソフトバンクテレコム (株)
3	(株) ウィルコム	17	ソフトバンクBB (株)
4	(株) STNet	18	ソフトバンクモバイル (株)
5	(株) エヌ・ティ・ティ エムイー	19	中部テレコミュニケーション (株)
6	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)	20	(株) テクノロジーネットワークス
7	(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ	21	東北インテリジェント通信 (株)
8	(株) NTTPCコミュニケーションズ	22	西日本電信電話 (株)
9	(株) NTTぷらら	23	東日本電信電話 (株)
10	(株) エネルギア・コミュニケーションズ	24	フュージョン・コミュニケーションズ (株)
11	沖縄セルラー電話 (株)	25	フリービット (株)
12	九州通信ネットワーク (株)	26	ベライゾンジャパン合同会社
13	KDDI (株)	27	(株) UCOM
14	KVH (株)		

(5) 各接続電気通信事業者等の負担金の額

① NTT東日本に係るもの

$$\text{接続電気通信事業者等の負担金の額} = (a) + (b) + (c)$$

(a) 当該接続電気通信事業者等の平成26年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成26年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \text{NTT東日本に係る番号単価 (1.79402425 円/月・番号)}$$

× 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成26年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成26年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 1.79402425 円は、平成26年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成26年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成26年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \{ \text{㉑} - \text{㉒} - \text{㉓} - \text{㉔} - \text{㉕} \} \times \text{㉖}$$

NTT東日本の補填対象額+案分した支援業務費

$$4,114,163,355 + 54,080,459 \times 4,114,163,355 \div 6,879,778,838$$

..㉑

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月(平成26年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

..㉒

最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT東日本の最終算定月の前月(平成26年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

..㉓

「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

..㉔

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

NTT東日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT東日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

..㉕

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊟ - ㊠

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成25年12月予定)の番号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

㊟

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

4,318,999,498 + 68,476,536 × 4,318,999,498 ÷ 7,363,227,156

— 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成25年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

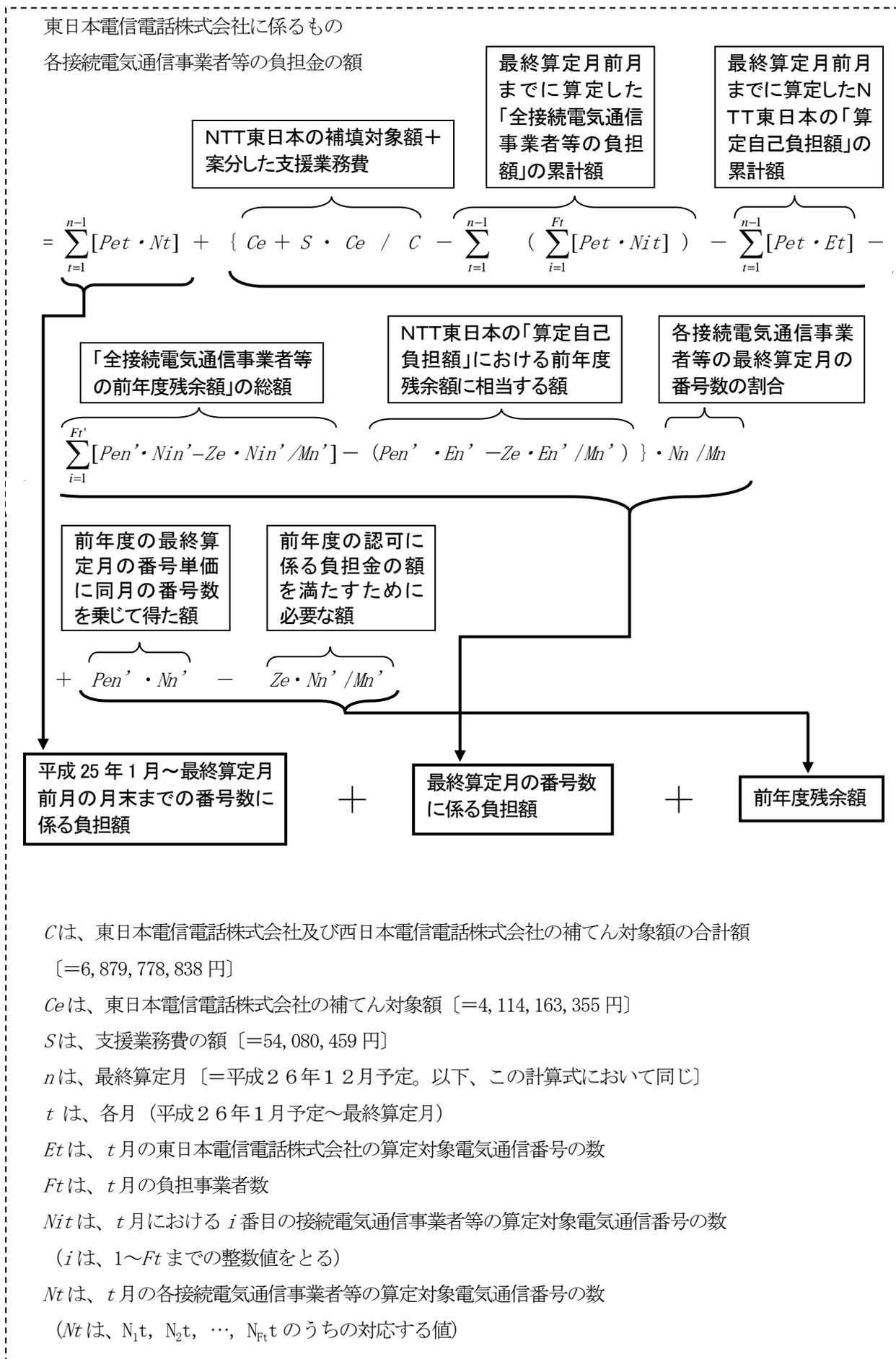
— NTT東日本の前年度の最終算定月の前月(平成25年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

㊠

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,879,778,838円]

Ceは、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,114,163,355円]

Sは、支援業務費の額 [=54,080,459円]

nは、最終算定月 [=平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ]

tは、各月 (平成26年1月予定～最終算定月)

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(iは、1～Ftまでの整数値をとる)

Ntは、t月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Ntは、N₁t, N₂t, …, N_{Ft}tのうちの対応する値)

N_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ N_n は、 N_{1n} , N_{2n} , \dots , $N_{F_n n}$ のうちの対応する値）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{et} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 26 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 26 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.79402425 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=平成 25 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成 25 年 1 月～前年度の最終算定月）

$E_{t'}$ は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$E_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、 $1 \sim F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim F_{t'}$ までの整数値をとる）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $N_{n'}$ は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, \dots , $N_{F_{n'} n'}$ のうちの対応する値）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{et'}$ は、 t' 月の番号単価〔平成 25 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.75969018 円／月・番号、平成 25 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.75821151 円／月・番号〕

$P_{en'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_e は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[= C_e' + S' \cdot C_e' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{et'} \cdot N_{it'}] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{et'} \cdot E_{t'}] \right]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=7,363,227,156 円〕

C_e' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=4,318,999,498 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=68,476,536 円〕

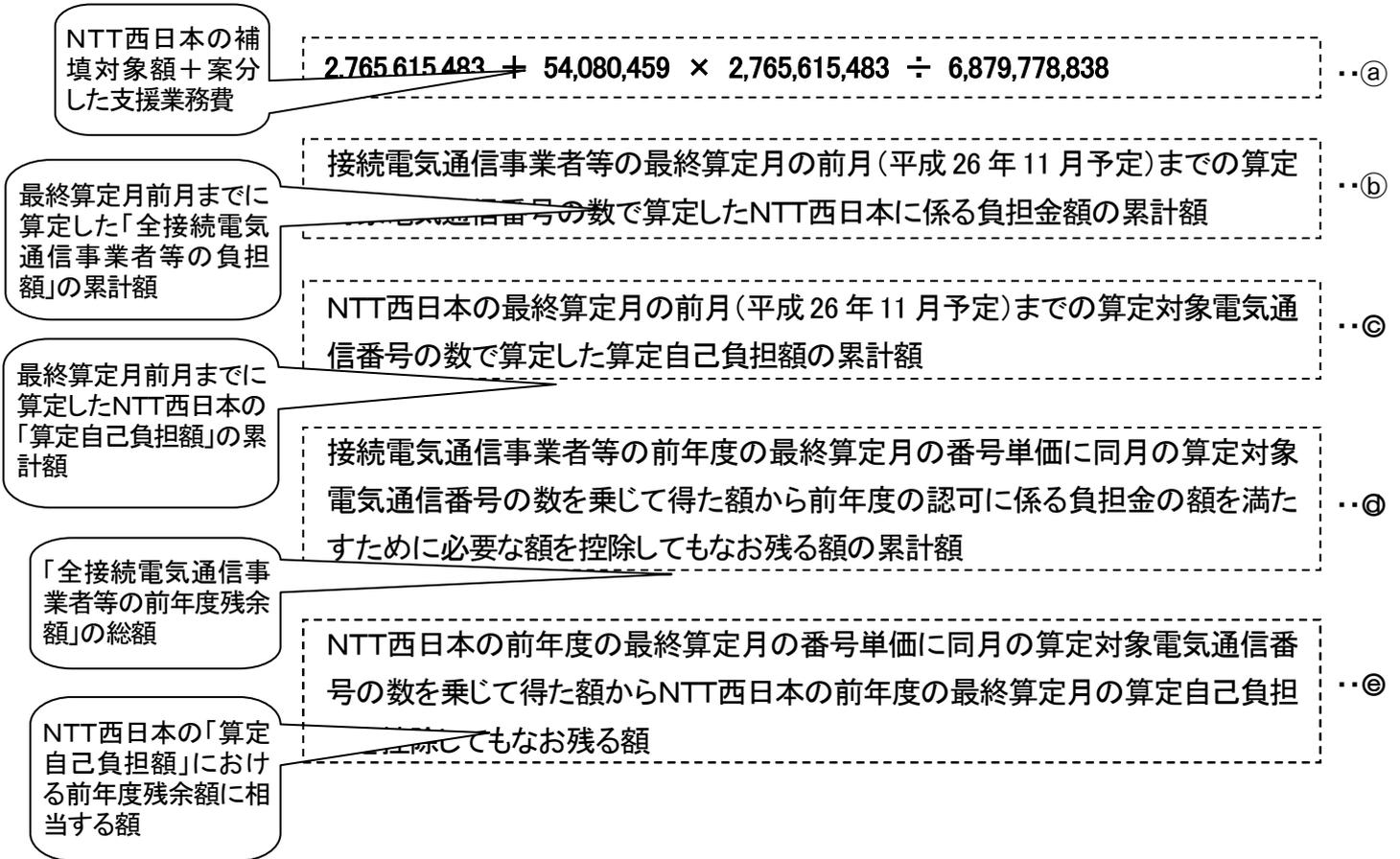
② NTT西日本に係るもの

接続電気通信事業者等の負担金の額 = (a) + (b) + (c)

- (a) 当該接続電気通信事業者等の平成26年1月（予定）末～最終算定月の前月（平成26年11月予定）の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額
 = NTT西日本に係る番号単価（1.20597575円/月・番号）
 × 当該接続電気通信事業者等の各月末（平成26年1月（予定）末～最終算定月の前月（平成26年11月予定）の月末）の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 1.20597575円は、平成26年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成26年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

- (b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月（平成26年12月予定）の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額
 = { (a) - (b) - (c) - (d) - (e) } × (f)



各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

＝ 最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊸ - ㊹

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成25年12月予定)の番号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

㊸

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

3,044,227,658 + 68,476,536 × 3,044,227,658 ÷ 7,363,227,156

－ 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成25年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額

－ NTT西日本の前年度の最終算定月の前月(平成25年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月(平成25年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通

信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

㊹

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

西日本電信電話株式会社に係るもの
各接続電気通信事業者等の負担金の額

NTT西日本の補填対象額+
案分した支援業務費

最終算定月前月
までに算定した
「全接続電気通信
事業者等の負担
額」の累計額

最終算定月前月
までに算定したN
TT西日本の「算
定自己負担額」の
累計額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot N_t] + \left\{ C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] \right\}$$

「全接続電気通信事業者等
の前年度残余額」の総額

NTT西日本の「算定自己
負担額」における前年度
残余額に相当する額

各接続電気通信事業
者等の最終算定月の
番号数の割合

$$\sum_{i=1}^{F_t'} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_n'] - (P_{wn'} \cdot W_n' - Z_w \cdot W_n' / M_n') \cdot N_n / M_n$$

前年度の最終算
定月の番号単価
に同月の番号数
を乗じて得た額

前年度の認可に
係る負担金の額
を満たすために
必要な額

$$+ \left\{ P_{wn'} \cdot N_n' - Z_w \cdot N_n' / M_n' \right\}$$

平成 25 年 1 月～最終算定月
前月の月末までの番号数に
係る負担額

+

最終算定月の番号数
に係る負担額

+

前年度残余額

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔=6,879,778,838 円〕

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 〔=2,765,615,483 円〕

S は、支援業務費の額 〔=54,080,459 円〕

n は、最終算定月 (=平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

t は、各月 (平成26年1月予定～最終算定月)

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(i は、1～ F_t までの整数値をとる)

N_t は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(N_t は、 $N_{1t}, N_{2t}, \dots, N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる)

N_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ N_n は、 N_{1n} , N_{2n} , \dots , $N_{F_n n}$ のうちの対応する値）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 26 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 26 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20597575 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=平成 25 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成 25 年 1 月～前年度の最終算定月）

$W_{t'}$ は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、 $1 \sim F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim F_{t'}$ までの整数値をとる）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $N_{n'}$ は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, \dots , $N_{F_{n'} n'}$ のうちの対応する値）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{wt'}$ は、 t' 月の番号単価〔平成 25 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.24030982 円／月・番号、平成 25 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.24178849 円／月・番号〕

$P_{wn'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_w は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[= C_w' + S' \cdot C_w' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{wt'} \cdot N_{it'}] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot E_{t'}] \right]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=7,363,227,156 円〕

C_w' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=3,044,227,658 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=68,476,536 円〕

③ その他算出に係る留意点

- (a) 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3%）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
【算定規則第5条第2項第1号】
- (b) 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
【算定規則第5条第2項第2号】
- (c) 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行う。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負う。

(2) 負担金の額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、基礎的電気通信役務支援機関は以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金の額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

(5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

IV 交付金の額及び交付方法

1 交付金の額

(1) NTT東日本に対する交付金の額

$$= 4,114,163,355 \text{ 円 (NTT東日本の補填対象額)}$$

$$- \text{NTT東日本の算定自己負担額}$$

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

東日本電信電話株式会社に対する
交付金の額

最終算定月前月までの算定自己負担額

NTT東日本の補填対象額+案分した支援業務費

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額

$$= C_e - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{C_e + S \cdot C_e / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [Pet \cdot Nit])\} - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] -$$

「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

NTT東日本の最終算定月の番号数の割合

$$\sum_{i=1}^{F_t} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \cdot En / Mn$$

NTT東日本の最終算定月の算定自己負担額

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

$$- (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

NTT東日本の補填対象額

-

NTT東日本の算定自己負担額

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔=6,879,778,838 円〕

C_e は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 〔=4,114,163,355 円〕

S は、支援業務費の額 〔=54,080,459 円〕

n は、最終算定月 〔=平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（平成26年1月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成26年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成26年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.79402425円/月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=平成25年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成25年1月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔平成25年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.75969018円/月・番号、平成25年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.75821151円/月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔=7,363,227,156円〕

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=4,318,999,498円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=68,476,536円〕

(2) NTT西日本に対する交付金の額

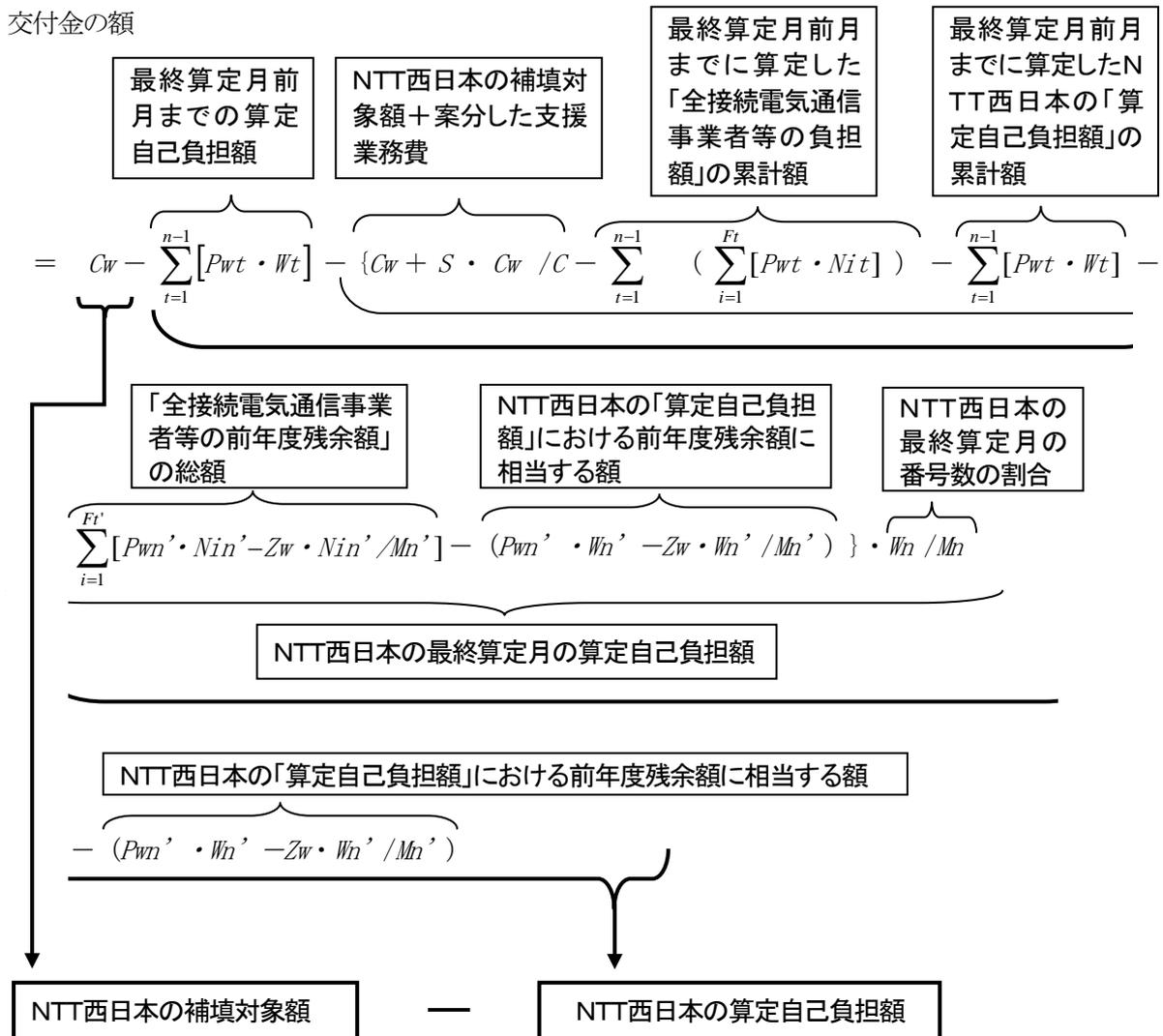
= 2,765,615,483円 (NTT西日本の補填対象額)

— NTT西日本の算定自己負担額

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額



C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,879,778,838円]

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,765,615,483円]

S は、支援業務費の額 [=54,080,459円]

n は、最終算定月 [=平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月 (平成26年1月予定~最終算定月)

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

W_n は、 n 月 (最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mnt は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 26 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 26 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20597575 円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成 25 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (平成 25 年 1 月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価 [平成 25 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.24030982 円/月・番号、平成 25 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.24178849 円/月・番号]

Pwn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Zwl は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
[=7,363,227,156 円]

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,044,227,658 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=68,476,536 円]

(3) その他算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、算定規則第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

2 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行う。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負う。

(2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後（平成27年3月を予定）までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金の額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金の額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

※ 本件認可に係る交付金は平成27年4月までに交付終了予定

(4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

① 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後（平成27年2月を予定）までの間の交付金の額

$$\begin{array}{l} \text{各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額} \\ \times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援業務費を補填対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

② 最終算定月の3箇月後（平成27年3月を予定）の交付金

$$\begin{array}{l} \text{(負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額} \\ \text{— 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに支援機関が徴収した当該適格電} \\ \text{気通信事業者に係る負担金の総額)} \\ \times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援業務費を補填対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除して交付する。

「①及び②の合計額」 — 「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第 22 条第 1 項各号に規定する事由（会社更生法等による更生計画認可の決定、民事再生法による再生計画認可の決定等）が生じた場合、交付金を減額することができる。

ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第 2 項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続に係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

審 査 結 果

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）並びに電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	審査結果	理 由
1 交付金の額が算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 24 条(1)）	適	<p>各適格電気通信事業者に対する交付金の額は計算式によって示されているが、これは算定規則第 5 条の規定において、各適格電気通信事業者に対する交付金の額については、各適格電気通信事業者に係る補填対象額から算定自己負担額を控除した額とされているところ、当該算定自己負担額は算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項において、認可後に総務大臣が通知する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することと定められていることに起因するものであることから、当該規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <p>申請に係る計算の方法については、算定規則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に照らし妥当なものであると認められる。</p> <p>申請に係る計算式に代入される N T T 東日本及び N T T 西日本の補填対象額の算定において、N T T 東日本における東日本大震災に起因する災害特別損失等のうち基礎的電気通信役務に関連する設備の復旧・点検に係る費用、経費等を考慮した原価が用いられていることについては、災害特別損失等のうち当該役務に関連するものは電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質を有すること、当該役務に関連する費用の算定は適切に行われていること等から、妥当なものであると認められる。</p> <p>また、当該計算式により算出される各適格電気通信事業者に対する交付金の額については、平成 24 年度の基礎的電気通信役務収支の赤字額を下回ることから、算定規則第 5 条第 3 項の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p>
2 交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 24 条(2)）	適	<p>交付金を交付するに当たって、申請者は、前年度の最終算定月の 3 箇月後から最終算定月の 3 箇月後までの間、毎月徴収した負担金の額を踏まえて毎月の交付金額を算定し、各適格電気通信事業者に対して、通知することとしている。</p> <p>交付時期については、当該通知の日の属する月の翌月までとし、各適格電気通信事業者に対する交付金の交付手段については、銀行</p>

		<p>振込によることとしている。</p> <p>なお、負担金の納付に係る銀行口座については、決済性預金口座とし、振込先の限定及び振込手続きに係るシステム操作の認証強化等の措置を講じる旨申請書に記載している。</p> <p>以上を踏まえて、交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。(審査基準第 24 条(3))	適	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	結果	事由
1 負担金の額が算定規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第 25 条(1))	適	<p>負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額は、適格電気通信事業者ごとに計算式によって示されているが、これは算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項において、負担金の額については、認可後に総務大臣が通知する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することとされていることに起因するものであることから、当該規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <p>申請に係る計算の方法については、算定規則第 27 条の規定に照らし妥当なものであると認められる。</p> <p>申請に係る計算式に代入される N T T 東日本及び N T T 西日本の補填対象額の算定において、N T T 東日本における東日本大震災に起因する災害特別損失等のうち基礎的電気通信役務に関連する設備の復旧・点検に係る費用、経費等を考慮した原価が用いられていることについては、災害特別損失等のうち当該役務に関連するものは電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質を有すること、当該役務に関連する費用の算定は適切に行われていること等から、妥当なものであると認められる。</p>
2 負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 25 条(2))	適	<p>負担金を納付すべき接続電気通信事業者等の負担金の額は、平成 26 年 1 月から最終算定月(平成 26 年 12 月予定)までの各月末の算定対象電気通信番号の数を前提としている。</p> <p>そのため、申請者は、電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号)第 9 条に基づく各月末の電気通信番号数の報告期限(翌々月の二十日)を踏まえて、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、算定規則第 27 条第 2 項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定</p>

		<p>月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月通知することとし、当該負担金の納付期限を毎月の番号数報告期限の翌月の 25 日までと申請書に記載している。</p> <p>また、負担金の納付手段については、申請書上、銀行振込により行うこととし、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、負担金を納付する口座名義・口座番号を通知することとしている。</p> <p>なお、負担金の納付に係る銀行口座については、決済性預金口座とし、振込先の限定及び振込手続に係るシステム操作の認証強化等の措置を講じる旨申請書に記載している。</p> <p>以上を踏まえて、負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
<p>3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。(審査基準第 25 条(3))</p>	<p>適</p>	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

参 考 資 料

平成 2 5 年 1 0 月 2 日

1. 平成24年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表（基礎的電気通信役務収支表）について

・平成24年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲539億円、NTT西日本で▲483億円の赤字（東西計で▲1,022億円）となっている。

○平成24年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

NTT東日本			
	営業収益	営業費用	営業損益
加入電話	277,807	329,329	▲51,521
基本料	277,807	328,980	▲51,172
緊急通報	—	349	▲349
第一種公衆電話	728	3,072	▲2,344
市内通信	727	3,064	▲2,337
離島特例通信	1	6	▲5
緊急通報	—	2	▲2
合計	278,536	332,402	▲53,866
(参考) 前年度	306,202	365,069	▲58,866
┌ 増減	▲27,666	▲32,667	+5,000

NTT西日本		
営業収益	営業費用	営業損益
284,010	330,604	▲46,593
284,010	330,329	▲46,318
—	274	▲274
428	2,147	▲1,718
427	2,139	▲1,712
1	6	▲4
—	1	▲1
284,439	332,751	▲48,311
311,859	360,847	▲48,987
▲27,419	▲28,095	+676

2. ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補てん対象額の算定について

・ L R I Cモデルに従って算定されたユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づき、補てん対象額を算定。

①加入電話・基本料

<補てん対象額の算定方法>

「全国平均費用+標準偏差の2倍」(基準単価)をベンチマークとし、これをを超える部分を補てん対象額とする。<ベンチマーク方式>(算定に当ってはIP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算※)

(提供エリア全体の収益・原価〔億円〕)

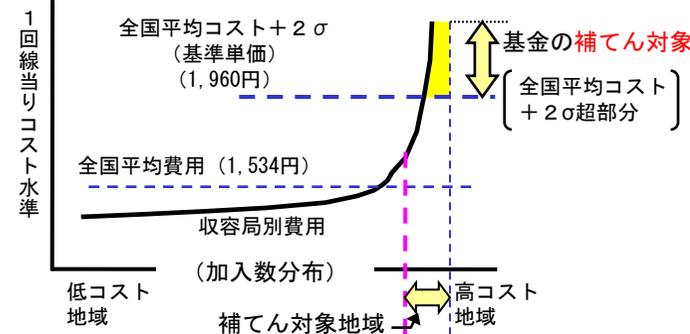
	収益	原価(報酬を含む)			赤字	(参考) 加入電話回線数* (万回線)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	2,773	3,070	908	3,978	▲1,205	2,163
NTT西日本	2,835	3,242	942	4,184	▲1,349	2,272
合計	5,609	6,312	1,850	8,162	▲2,554	4,435
(参考)前年度	6,156	6,535	2,006	8,541	▲2,385	4,432
増減	▲547	▲222	▲156	▲379	▲169	+4

(補てん対象の高コストエリアの原価〔百万円〕)

	①補てん対象地域の 実績原価 (算定対象原価)	②対象回線数に 基準単価を乗じた額 (基準原価)	③基準単価を 下回る額	④基準原価を 上回る額 (=①-②+③)	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	20,603	21,182	2,646	2,067	90.1 <2.0%>
NTT西日本	26,793	29,933	4,047	908	127.3 <2.9%>
合計	47,396	51,114	6,694	2,975	217.3 <4.9%>
(参考)前年度	50,047	53,838	7,295	3,503	217.1
増減	▲2,651	▲2,724	▲601	▲528	+0.2

高コストから順に
4.9%を抽出

(参考) 加入電話基本料の補てん対象額算定の仕組み

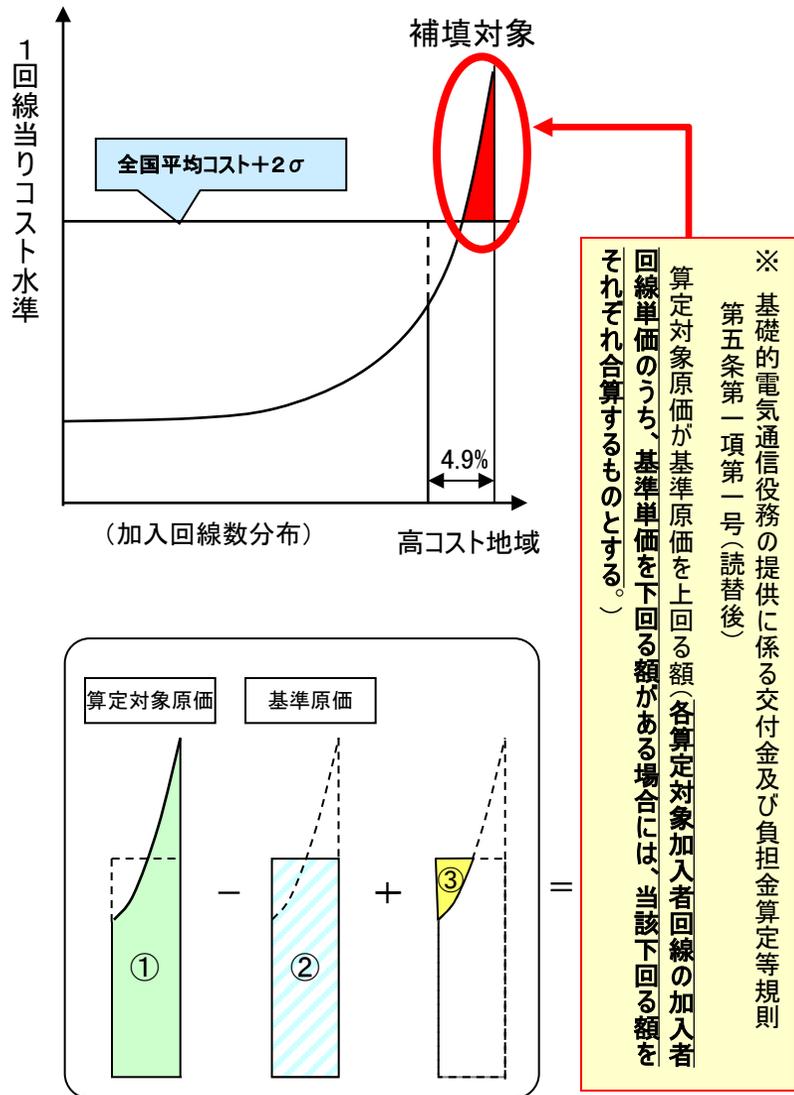


補てん対象額

30

【参考】 加入電話・基本料に係る補填対象額の算定方法

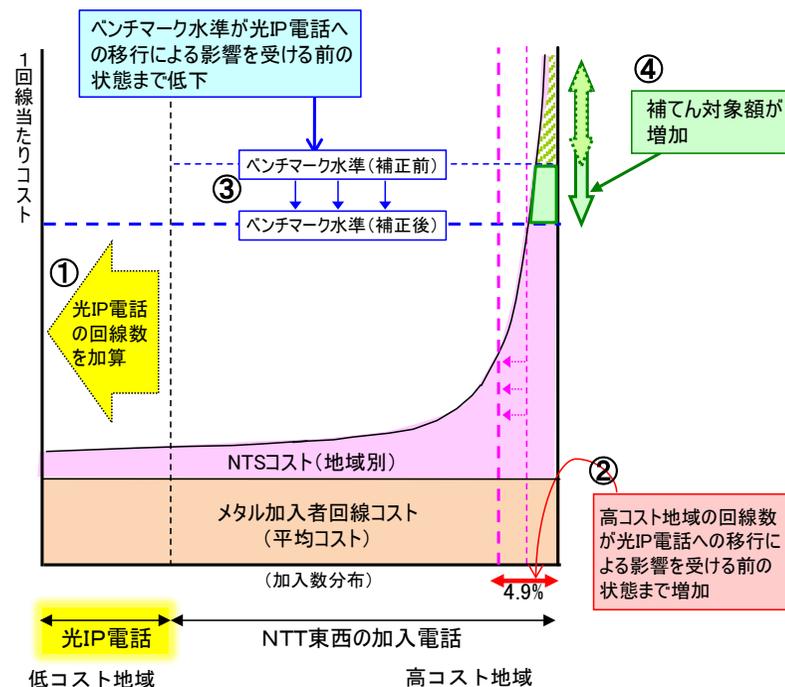
I 加入電話・基本料に係る補填対象額算定方法のイメージ



II IP化の進展に伴うコスト算定方法の補正 (光IP電話へ移行した回線数の加入者回線数への加算)

(単位：万回線、百万円)

	補正前回線数	補正後回線数	補正回線数	補填対象額の増加額
NTT東日本	1,288.0	2,163.2	875.2	253
NTT西日本	1,336.3	2,272.0	935.8	345
合計	2,624.3	4,435.3	1811.0	598



②加入電話・緊急通報

<補てん対象額の算定方法>

基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	（参考） 加入電話回線数 （万回線）
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	387	2	388	▲388	1,288
NTT西日本	—	215	1	216	▲216	1,336
合計	—	602	3	604	▲604	2,624
（参考）前年度	—	580	2	583	▲583	2,887
増減	—	+21	+0	+22	▲22	▲263

（補てん対象の高コスト4.9%エリアの原価〔百万円〕）

	補てん対象地域 に相当する原価	（参考） 加入電話回線数 （万回線）
NTT東日本	22	26.4 <1.0%>
NTT西日本	22	102.2 <3.9%>
合計	44	128.6 <4.9%>
（参考）前年度	40	141.5
増減	+4	▲12.9

補てん対象額

③ 第一種公衆電話(市内通信)

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数(台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	727	2,639	109	2,747	2,021	57,983
NTT西日本	427	2,216	41	2,257	1,830	50,672
合計	1,154	4,855	150	5,005	3,851	108,655
(参考)前年度	1,336	5,003	142	5,145	3,810	
増減	▲182	▲148	+8	▲140	+41	

補てん対象額

④ 第一種公衆電話(離島特例通信)

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数(台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	2	4	0	5	3	11,631
NTT西日本	1	6	0	6	5	2,632
合計	3	11	0	11	8	14,263
(参考)前年度	3	10	0	11	8	
増減	+0	+0	+0	+0	+0	

補てん対象額

⑤ 第一種公衆電話・緊急通報

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価 (報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数 (台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	2	0	2	2	57,983
NTT西日本	—	1	0	1	1	50,672
合計	—	2	0	2	2	108,655
(参考) 前年度	—	2	0	2	2	
増減	—	+0	+0	+0	+0	

補てん対象額

<補填対象額の算定における災害特別損失等の扱いについて>

■ 今年度のユニバーサルサービスの交付金及び負担金の額の算定においては、NTT東日本及びNTT西日本から支援機関に対して、以下の理由から、これまでと同様に、NTT東日本の東日本大震災による災害特別損失及び災害特別損失戻入額(以下「災害特別損失等」という。)のうち、基礎的電気通信役務に関連する復旧・点検に係る費用や経費等を加味した原価の届出があり、支援機関は当該原価を用いて交付金及び負担金の額の算定に必要な補填対象額を算定した。

【NTT東日本及びNTT西日本が提示した理由】

- 災害特別損益は、被災した電気通信役務に係る設備の復旧・点検に係る費用、経費等であり、電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質のものである。
- そのため、今回の基礎的電気通信役務の提供に要した原価について、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額を適正に算定するため、上記の災害特別損益のうち基礎的電気通信役務に関連するものを含めて算定したもの。

■ 災害特別損失等の具体的な金額及び補填対象額への影響は以下のとおり。

◇ 災害特別損失等(収支表ベース)

- ・ 平成23年度災害特別損失等 82億円(災害特別損失 126億円、災害特別損失戻入額 45億円)
 - うち電気通信事業に係るもの 81億円
 - うち基礎的電気通信役務の設備管理部門に係るもの 26億円
- ・ 平成24年度災害特別損失等 80億円(災害特別損失 80億円)
 - うち電気通信事業に係るもの 78億円
 - うち基礎的電気通信役務の設備利用部門に係るもの 2億円

◇ 補填対象額及び合算番号単価への影響(NTT東西合計・試算)

- ・ 基礎的電気通信役務の提供に要した原価への影響 : 27.3億円
- ・ 補填額への影響 : 19.1百万円
- ・ 合算番号単価への影響 : 0.007円

3. 補てん対象額と番号単価

- ・補てん対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、1月～12月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定。

○補てん対象額

	加入電話		第一種公衆電話			合 計
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報	
N T T 東日本	2,067百万円	22百万円	2,021百万円	3百万円	2百万円	4,114百万円
N T T 西日本	908百万円	22百万円	1,830百万円	5百万円	1百万円	2,766百万円
東西計	2,975百万円	44百万円	3,851百万円	8百万円	2百万円	6,880百万円
(参考) 前年度	3,503百万円	40百万円	3,810百万円	8百万円	2百万円	7,363百万円
増 減	▲528百万円	+4百万円	+41百万円	+0百万円	+0百万円	▲483百万円

○支援業務費 (H25 予算額：予算額 62百万円 - 前期繰越額 8百万円)

54百万円

(H24 予算額：68百万円)

○予測前年度過不足額

+150百万円

○番号単価

(合算) 番号単価 = $\frac{\text{補てん対象額 (6,880百万円)} + \text{支援業務費 (54百万円)} - \text{予測前年度過不足額 (+150百万円)}}{\text{平成26年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計 (2,676百万番号)}} = 2.535035622\text{円/月・番号}$

(合算) 番号単価

3円/番号・月

5

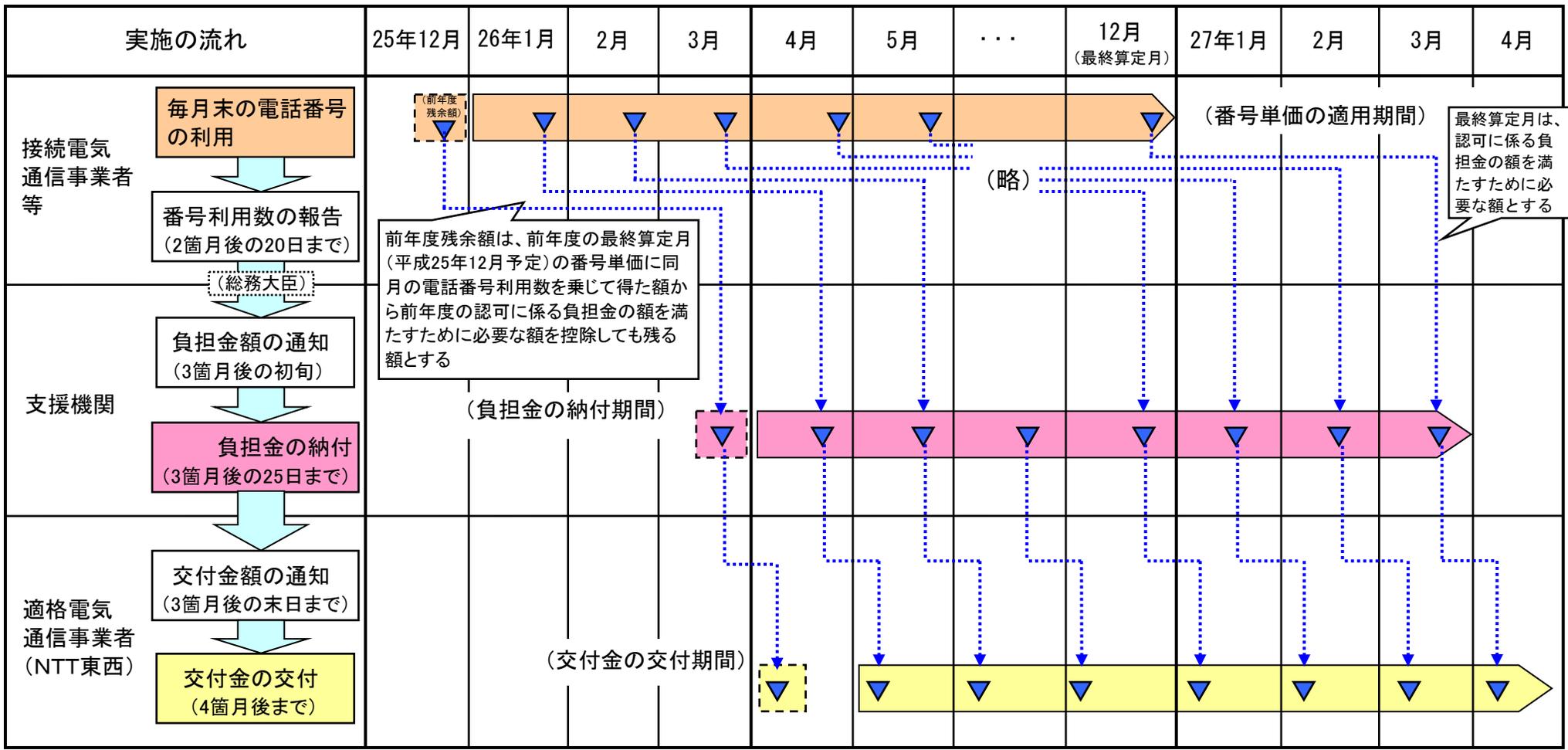
〔うち、東日本分：1.794024249円
西日本分：1.205975751円〕

〔<前年度(7月～12月)>
3円/番号・月
N T T 東日本分：1.75821151円
N T T 西日本分：1.24178849円〕

(注) ・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補てん対象額の割合で案分

4 毎月の負担金納付・交付金交付の流れ

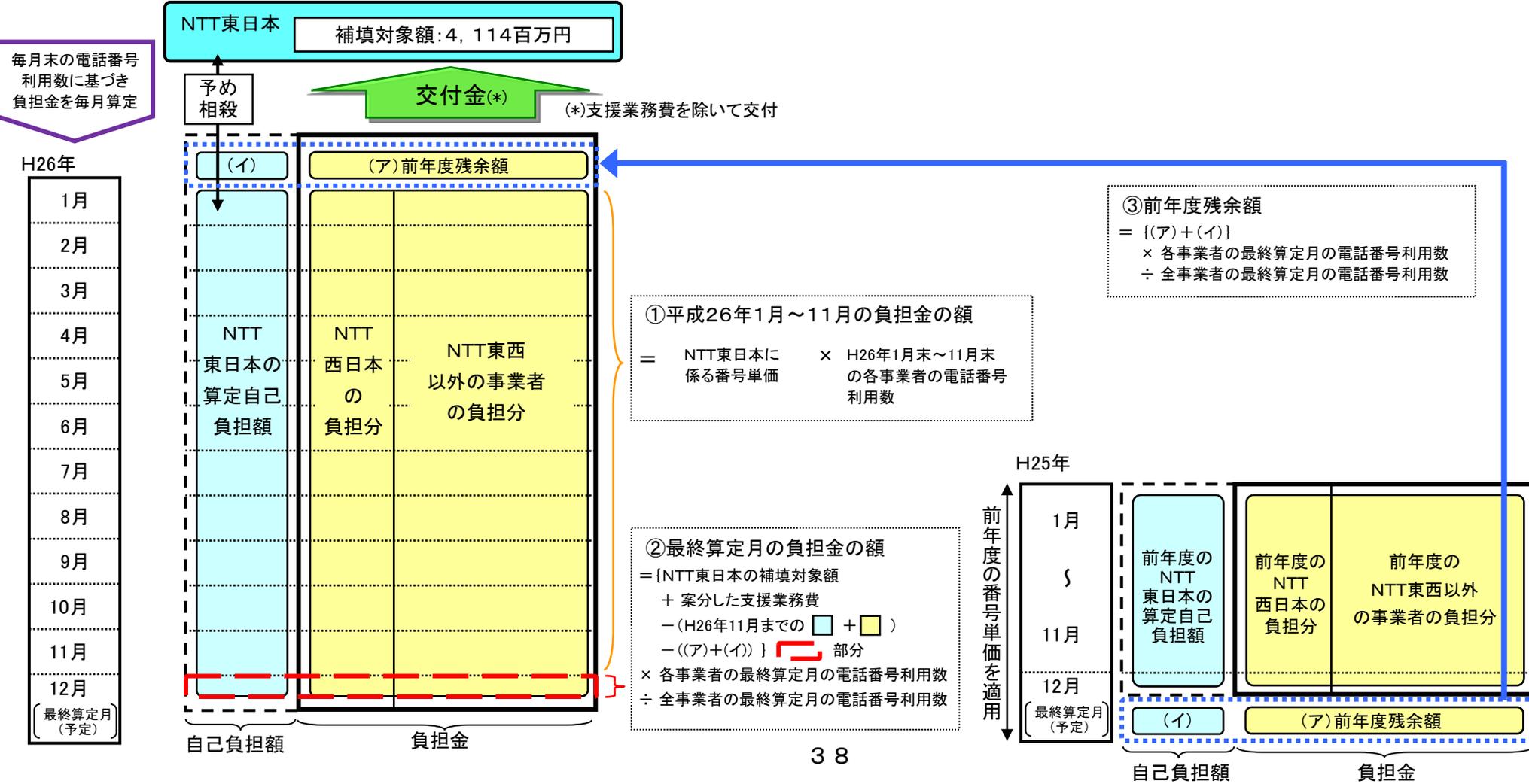
- ・接続電気通信事業者等は、各月末の電話番号利用数に基づき通知された負担金を、3箇月後の25日までに納付する。
- ・支援機関は、納付された負担金に基づき、納付があった月の末日までに適格電気通信事業者（NTT東西）に交付金額を通知し、その翌月までに交付金を交付する。



(注)税金計算上、負担金の損金計上・交付金の益金計上はそれぞれ通知のある平成26年3月～平成27年3月とされている。

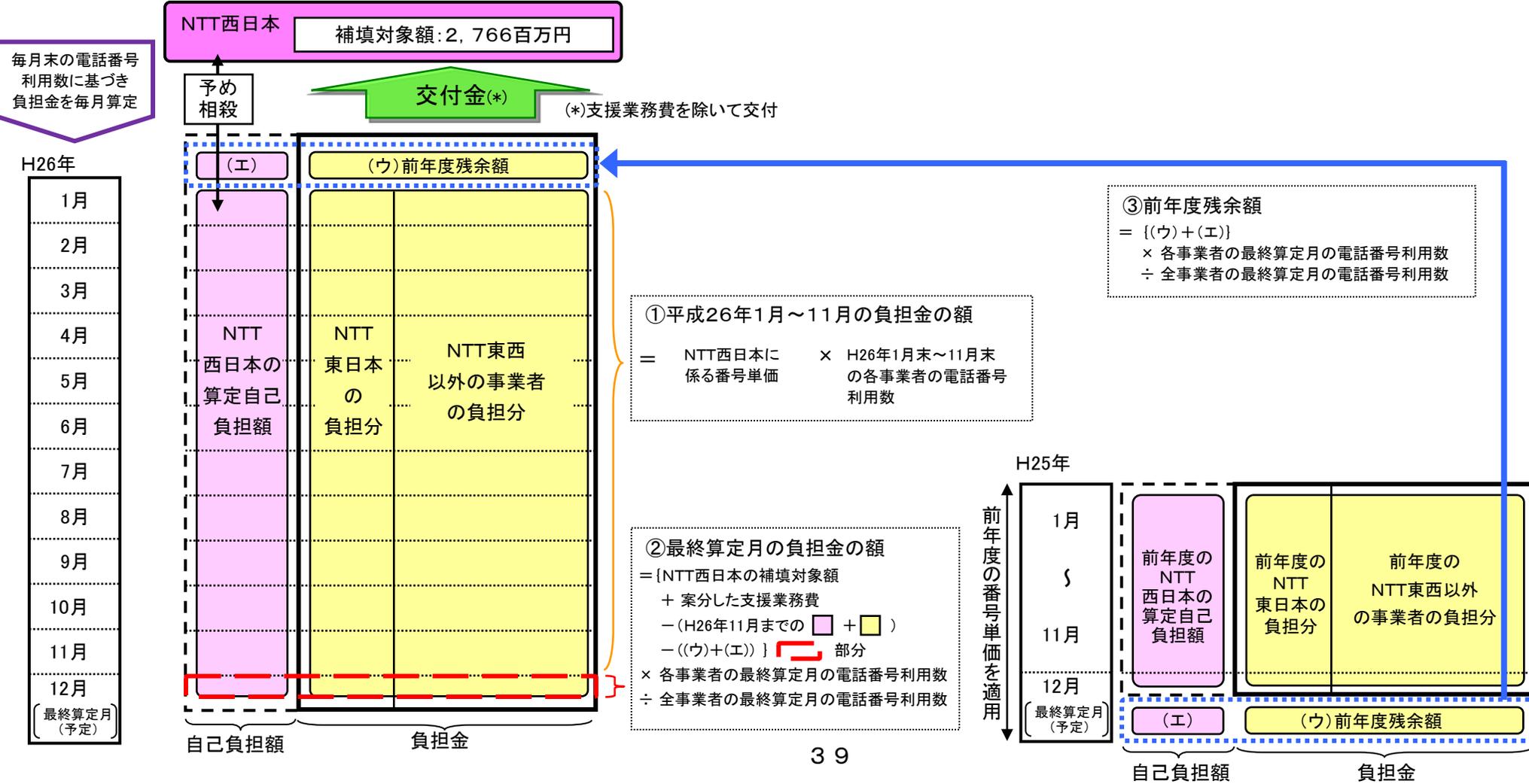
5-1 補填対象額を賄うために必要な「負担金の額」の徴収について【NTT東日本分】

- 各電気通信事業者（補填を受けるNTT東西自らを含む）は、毎月、「番号単価×電話番号利用数」等により算定される負担金を納付。
- 前年度の全負担事業者における最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除しても残る額（前年度残余額（＝（ア）））は、当年度の負担金の額に充当。
- 最終算定月については、補填対象額に案分した支援業務費を加えた額から前月までの負担額と算定自己負担額及び前年度残余額とNTT東日本の算定自己負担額における前年度残余額に相当する額（＝（イ））を減じた残余の額を各電気通信事業者の電話番号利用数で案分して算出。



5-2 補填対象額を賄うために必要な「負担金の額」の徴収について【NTT西日本分】

- 各電気通信事業者（補填を受けるNTT東西自らを含む）は、毎月、「番号単価×電話番号利用数」等により算定される負担金を納付。
- 前年度の全負担事業者における最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除しても残る額（前年度残余額（＝ウ））は、当年度の負担金の額に充当。
- 最終算定月については、補填対象額に案分した支援業務費を加えた額から前月までの負担額と算定自己負担額及び前年度残余額とNTT西日本の算定自己負担額における前年度残余額に相当する額（＝工）を減じた残余の額を各電気通信事業者の電話番号利用数で案分して算出。



6-1 「交付金の額」の算定について【NTT東日本分】

- ・適格電気通信事業者であるNTT東西へは、補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額を交付金として交付。
- ・すなわち、NTT東日本の交付金の額 = NTT東日本の補填対象額(4,114百万円) - NTT東日本の算定自己負担額

毎月末の電話番号
利用数に基づき
負担金を毎月算定

H26年

1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
最終算定月(予定)

①平成26年1月～11月の算定自己負担額

= NTT東日本に係る番号単価 × H26年1月末～11月末のNTT東日本の電話番号利用数

②最終算定月の算定自己負担額

= [NTT東日本の補填対象額 + 案分した支援業務費 - (最終算定月前月までに算定した「全事業者の負担額+算定自己負担額」の累計) - ((ア)+(イ))] 部分

× NTT東日本の最終算定月の電話番号利用数

÷ 全事業者の最終算定月の電話番号利用数

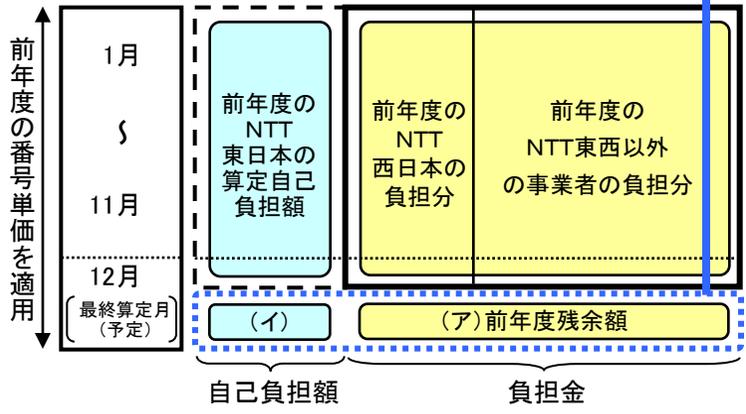


(*)支援業務費を除いて交付

③算定自己負担額における前年度残余额に相当する額(=(イ))

= NTT東日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額からNTT東日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

H25年



6-2 「交付金の額」の算定について【NTT西日本分】

・適格電気通信事業者であるNTT東西へは、補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額を交付金として交付。
 ・すなわち、NTT西日本の交付金の額 = NTT西日本の補填対象額(2,766百万円) - NTT西日本の算定自己負担額

毎月末の電話番号
利用数に基づき
負担金を毎月算定

H26年

1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
最終算定月(予定)

①平成26年1月～11月の算定自己負担額
 = NTT西日本に係る番号単価 × H26年1月末～11月末のNTT西日本の電話番号利用数

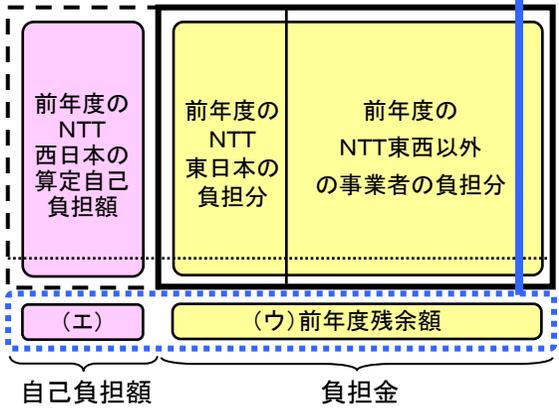
②最終算定月の算定自己負担額
 = [NTT西日本の補填対象額 + 案分した支援業務費 - (最終算定月前月までに算定した「全事業者の負担額+算定自己負担額」の累計) - ((ウ)+(エ))] 部分
 × NTT西日本の最終算定月の電話番号利用数
 ÷ 全事業者の最終算定月の電話番号利用数



③算定自己負担額における前年度残余额に相当する額(=(エ))
 = NTT西日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額からNTT西日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

H25年
 前年度の番号単価を適用

1月
...
11月
12月
最終算定月(予定)



【参考】 平成25年度支援業務費の詳細〔主な費用の昨年度予算額との比較〕

区分	平成25年度予算額	平成24年度決算額	平成24年度予算額	前年度予算に対する増減等の説明
人件費	25,562千円	25,018千円	25,154千円	前年度予算比 +408千円 (室員の定期昇給に伴う給料手当+213千円 他)
物件費等	9,995千円	9,257千円	10,038千円	前年度予算比 -43千円 (消耗品費-72千円 他)
(再掲) 諸謝金	2,756千円	2,756千円	2,756千円	前年度予算比 ±0千円
周知広報 費用	26,806千円	37,607千円	44,935千円	前年度予算比 -18,129千円 ○平成25年度予算額の内訳 ・新聞広告 14,700千円 (-14,700千円) ・インターネット広告 2,000千円 (-2,000千円) - 平成25年度は番号単価の修正が予定されていないため。 ・パンフレット作成費 600千円 (±0千円) ・ホームページ更新、保守管理 250千円 (±0千円) ・コールセンター 8,591千円 (-1,329千円) - 問い合わせの受電体制の見直し ・地方説明・見学会 565千円 (-100千円) - 説明に必要な資料の見直し ・消費者団体との意見交換会 100千円 (±0千円) - 消費者団体との連携強化のための意見交換会を引き続き実施
予備費	0千円	0千円	0千円	前年度予算比 ±0千円 【平成24年度から計上取りやめ】

支援業務費 総額	62,363千円	63,427千円	80,127千円
-------------	----------	----------	----------

前年度繰越額	8,283千円
--------	---------